

(別紙1)

新潟県の後援及び共催に関する標準事務取扱要領

第1 趣旨

新潟県の行政施策上有意義であると認められる事業に対し、県が後援又は共催の承諾をすること（「新潟県」の名義使用）について適正な取扱いを図るため、承諾基準その他の必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

1 後援

その事業が、行政施策上有意義であると認められ、賛意を示すこと。

2 共催

その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としてその責任の一部を担うこと。

第3 主催者についての承諾基準

主催者（事業運営主体を含む）が、次に掲げるものの一に該当するものであること。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はそれらの機関
- (2) 学校等の教育機関又はその連合体
- (3) 公益団体
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関
- (5) 上記(1)から(3)に掲げるものに準ずるもの

第4 事業内容についての承諾基準

事業内容が、次に掲げるものの全てを満たすものであること。

- (1) 県民福祉の向上に寄与し、公益性のある事業であること。
- (2) 特定の宗教団体、政党若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくはは政党のための活動と認められる事業でないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の事業でないこと。
- (4) 専ら主催者等の利益を目的として行われるものでないこと。
- (5) 事業の対象又は効果が、原則として新潟県下全域にわたるものであること。
- (6) 県の方針及び施策に反しないものであること。
- (7) 事業が確実に実施される見込みがあること。

第5 承諾の手続

- 1 後援又は共催の承諾を受けようとするものは、あらかじめ様式1により申請を行うこと。ただし、様式1の内容を記載した任意の文書により代えることができる。
- 2 承諾の通知は、様式2による。ただし、様式2の内容を記載した任意の文書により代えることができる。

なお、申請した事業内容に変更が生じたときには、後援又は共催の承諾を受けた事業の主催者は、速やかに報告すること。

また、重大な変更が生じたときは、様式1に準じた文書により変更申請すること。この場合、変更内容によっては承諾を取り消すことができる。

- 3 事業を行うに当たり、違法又は著しく公益を害する等、知事が不相当と認める行為がある場合、承諾を取り消すことができる。

第6 行事等の内容に関する留意事項

行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努めること。

第7 報告

後援又は共催の承諾を受けた事業の主催者に対し、様式3により当該事業の報告を求めることができる。

後 援 〔 共 催 〕 申 請 書

新潟県知事 様

申請者・代表者名
住所・連絡先

下記事業の後援〔共催〕（新潟県の名義使用）について承諾くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 主催者
- 3 他の後援予定者
- 4 事業の趣旨
- 5 場所・日程
- 6 添付書類
 - ・事業実施要領・企画書
 - ・事業収支予算書

（主催者が法人でない場合は、必要に応じて団体の規約、役員名簿を添付すること。）

注 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者については申請できません。

様

新潟県知事

〇〇〇〇〇の後援〔共催〕（新潟県の名義使用）について（回答）

年 月 日付けで申請のこのことについて、承諾します。

なお、申請した事業内容に変更が生じた場合は、速やかに報告し、重大な変更が生じた場合は、変更申請をしてください。

（また、事業終了後は結果を報告してください。）

（担当者連絡先）

注 （ ） 書きは標準事務取扱要領第7で定める結果報告を求める場合に記載する。

様式3

後援〔共催〕事業実施報告書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者・代表者名
住所・連絡先

先に後援〔共催〕いただきました事業が下記のとおり終了しましたので、報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所・日時
- 3 事業の概要
- 4 事業の効果
- 5 事業決算の内容